

※賃借人(かりぬし)向け

新型コロナウイルス感染症の影響により売上等が減少した中小企業者及び個人事業者で、経済産業省の家賃支援給付金の給付対象外となった賃借人でも、一定の要件を満たせば支援金を交付します。

逗子市中小企業者等家賃支援金 申請の手引き

※この支援金は、事務所等の賃借人(かりぬし)である中小企業者及び個人事業者へ向けたものです。

※賃貸人(かしぬし)への支援については、「逗子市事務所等家賃減額助成金申請の手引き」をご覧ください。

《申請期間》

令和2年10月19日(月曜日)から令和3年1月29日(金曜日)まで【必着】

《書類提出先》

原則、郵送にてご提出ください

○逗子市商工会

〒249-0004 逗子市沼間1丁目5番1号

※感染拡大防止の観点から、相談については、極力お電話にてお問合せください。

《問合せ先》

1 逗子市商工会(申請方法など)

電話：046-873-2774(平日：9:00~17:00)

2 逗子市経済観光課(この手引きに関する事)

電話：046-873-1111 内線 281~283(平日：8:30~17:00)

令和2年10月16日
逗子市

目次

1 支援金の概要	・・・ 1 ページ
2 申請手続きの流れ	・・・ 4 ページ
3 必要書類一覧	・・・ 5 ページ
4 記入例	・・・ 6 ページ
5 注意事項	・・・ 11 ページ

支援金の概要

1 目的

新型コロナウイルス感染症の影響により売上高等が減少した中小企業者及び個人事業者（以下「中小企業者等」という。）で、経済産業省の家賃支援給付金の給付対象外となる賃借人（かりぬし）で、一定の要件を満たす場合、事務所、店舗及び工場（以下「事務所等」という。）又はその土地の賃借料の負担を軽減し、事業継続を支援するために、支援金を交付します。

※ 予算の範囲内で交付しますので、予算がなくなり次第終了となります。

2 申請できる方 ※必ず事前にご確認ください。

① 中小企業者の方

令和2年4月1日時点において、次のア又はイのうちいずれか一つの要件を満たす法人（ただし、政治団体、及び宗教上の組織又は団体を除く。）であること。ただし、組合若しくはその連合会又は一般社団法人については、その直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が個人又は次のいずれかを満たす法人であること。

ア 資本金の額又は出資の総額が10億円未満であること

イ 資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員の数が2,000人以下であること

② 個人事業者の方

令和元年のア及びイの合計金額が、同年の全ての所得に係る総収入金額の半分以上を占めている方。

ア 所得税法（昭和40年法律第33号）第27条に規定する事業所得に係る総収入金額（農業所得を除く。）

イ 同法第35条に規定する雑所得（公的年金等に係るものを除く。）に係る総収入金額（原稿料、講演料、放送出演料及びその他の報酬に係るものに限る。）

3 交付要件

令和2年4月1日以降継続して事業を行っており、申請後も事業を継続する意思があり、次の全てに該当する中小企業者又は市内在住の個人事業者

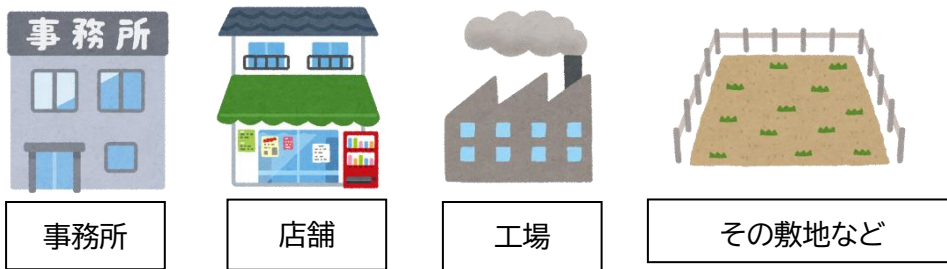
- ① 令和2年5月から12月までの連続する3箇月の売上高等が、前年同月比で20%以上30%未満減少していること。(30%以上減少した方は除きます。)
- ② 市内に事務所、店舗、工場等を設置し、事業に供することを主たる目的としてその事務所、店舗、工場等又はその土地を賃借していること。
- ③ 賃貸人から家賃等(地代、共益費及び管理費を含む。)の減額を受けていないこと。
- ④ 経済産業省の家賃支援給付金の交付を受けることができないこと。
 ※ 経済産業省の家賃支援給付金の交付を受けることができる場合、交付対象外となります。
- ⑤ 転貸(又貸し)、自己取引又は親族間取引でないこと。

《交付金額の算定の対象となる物件》

以下の物件に係る家賃等(地代、共益費及び管理費を含む。)が、交付金額の算定の対象となります。

対象 ※市内の事業所等に限りません	事務所	事業を運営するにあたって必要な事務を行う施設
	店舗	来店する一般消費者に対して、当該店舗内で物品の販売やサービスの提供を行う施設
	工場	機械・器具を設備し、継続的に物品の製造や加工などを行う施設
	敷地(土地)	上記事務所、店舗、工場の敷地として使用している土地
対象外	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業に供することを目的としていないもの(住宅等) ・ 主たる目的が倉庫等であるもの ・ 上記事務所等を伴わず土地単独で使用しているもの(例: 駐車場、資材置き場) 	

《対象となるもの》



※ 事務所、店舗、工場が自己所有で、敷地(土地)のみを賃借している場合も対象となります。

《対象外のもの》



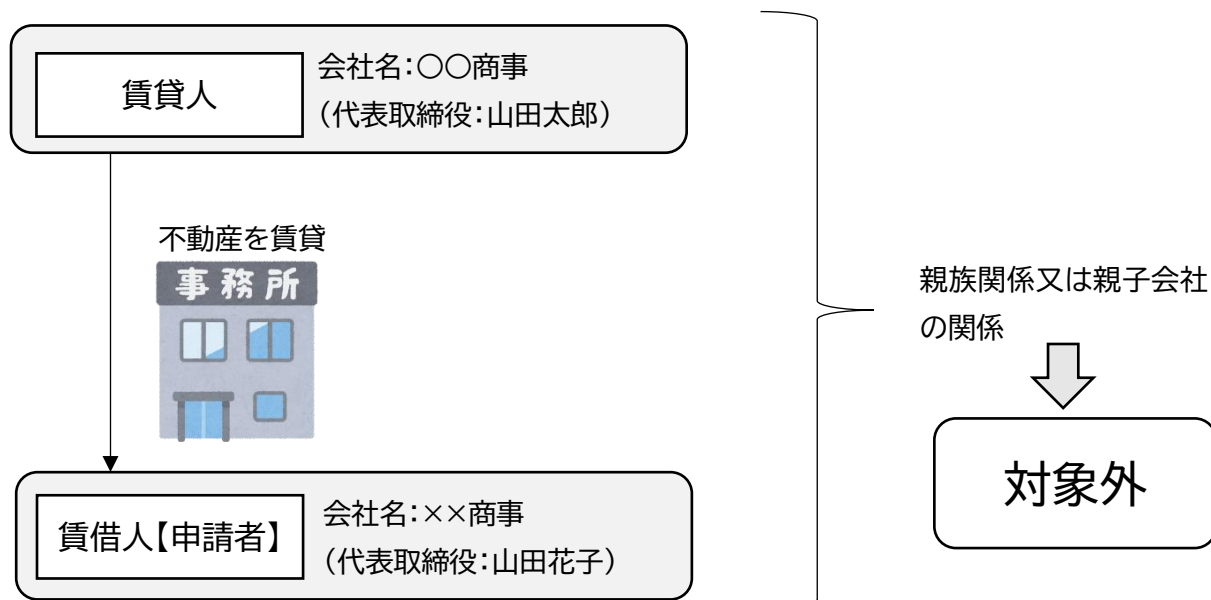
この場合は対象外です。

※併用兼住宅の場合は、事業に係る家賃が総額の50%以上を占める場合、対象となります。(証明する書類が必要です。)

4 交付の対象とならない契約

次のいずれかに該当する契約は、**交付の対象となりません**。

- ① 転貸（**又貸し**）を目的とした取引
- ② 賃貸借契約の賃貸人と借借人が実質的に同じ人物の取引【**自己取引**】
- ③ 賃貸借契約の賃貸人と借借人が配偶者又は一親等以内の取引【**親族間取引**】



5 交付金額

1箇月に支払う家賃等が6万7千円（税込）以上の方…20万円

1箇月に支払う家賃等が6万7千円（税込）未満の方…10万円

6 書類提出先

必要書類を、原則、**郵送**にて下記へご提出ください。

逗子市商工会

〒249-0004 逗子市沼間1丁目5番1号

支援金申請手続きの流れ ※賃借人（かりぬし）向け

本支援金の交付対象となる、中小企業者又は個人事業者の（かりぬし）である

※個人事業者の場合は収入の内容により、対象外となる場合があります。

必ず、事前に手引き1ページをご確認ください。

いいえ

支援金の交付対象外です

はい

新型コロナウイルス感染症の影響により売上等が減少した

はい

いいえ

令和2年4月1日以降継続して事業を行っており、申請後も事業を継続する意思がある、中小企業者又は市内在住の個人事業者で、次の要件に該当すること。

①令和2年5月から12月までの連続する3箇月の売上高等が、前年同月比で20%以上30%未満減少していること。

②市内に事務所、店舗、工場等を設置し、事業に供することを主たる目的としてその事務所等又はその土地を賃借していること。

③賃貸人から家賃等の減額を受けていないこと。

④経済産業省の家賃支援給付金の交付を受けることができないこと。

⑤転貸（又貸し）、自己取引又は親族間取引でないこと。
（手引き「4交付の対象とならない契約」をご確認ください。）

はい

いいえ

支援金の交付対象です。

支援金の交付対象外です

交付金額は次のとおりです。

●1箇月に支払う家賃等が6万7千円(税込)以上…20万円

●1箇月に支払う家賃等が6万7千円(税込)未満…10万円

※感染拡大防止の観点から、原則、郵送にてご提出ください。

支援金必要書類一覧 ※賃借人（かりぬし）向け

必要書類は次のとおりです。

確認	必要書類	法人	個人
<input type="checkbox"/>	逗子市中小企業者等家賃支援金交付申請書（第1号様式）	○	○
<input type="checkbox"/>	令和2年5月から12月までの連続する3箇月の売上高等が、前年同月比で20%以上30%未満減少していることが確認できる書類 ※前年の売上高については、令和2年5月から12月までのすべての期間の売上高を確認できる書類を提出してください。	○	○
<input type="checkbox"/>	（今年及び前年の月別の該当する売上高等が分かるもの） 法人事業概況説明書、月別の売上高等の状況（決算報告書に含まれています） 月別試算表、売上台帳等の写し	○	
<input type="checkbox"/>	（今年及び前年の月別の該当する収入額が分かるもの） 青色申告決算書、月別試算表、売上台帳、帳簿等いずれかの写しなど		○
<input type="checkbox"/>	賃貸借契約書の写し又は賃貸借契約等証明書（第2号様式） ※賃貸借契約書は、契約期間に申請日が含まれているものを提出してください。 ※賃貸借契約等証明書は、賃貸借契約書が存在しない場合の特例です。	◎	◎
<input type="checkbox"/>	誓約書	○	○
<input type="checkbox"/>	最近1箇月分の賃料の支払いがあることを証する書類（通帳の写し、領収書の写し等） ※家賃等を滞納していないことを確認します	◎	◎
<input type="checkbox"/>	履歴事項全部証明書の写し（3箇月以内に発行したもの）	○	
<input type="checkbox"/>	確定申告書の写し（税務署又は逗子市等の受領が確認できるもの）		○
<input type="checkbox"/>	地代家賃等の内訳書（決算報告書に含まれています）	○	
<input type="checkbox"/>	青色申告決算書又は収支内訳書（全ページを提出してください）		○
<input type="checkbox"/>	逗子市中小企業者等家賃支援金交付請求書（第3号様式）	○	○
<input type="checkbox"/>	振込先を確認できる通帳の写し等	○	○

※ ◎の書類について

賃借している事務所、店舗、工場、敷地（土地）が2箇所以上ある場合、それぞれの分の資料をご提出ください。

※ 以下の指定様式については、逗子市経済観光課（市役所2階）及び逗子市商工会で配架しています。また、市ホームページからもダウンロードできます。

《指定様式》

- ・ 逗子市中小企業者等家賃支援金交付申請書（第1号様式）
- ・ 賃貸借契約等証明書（第2号様式）
- ・ 誓約書
- ・ 逗子市中小企業者等家賃支援金交付請求書（第3号様式）

[🔍 逗子市ホームページはこちら](#)



記入例

第1号様式（第6条関係）

令和2年 ××月 ××日

逗子市中小企業者等家賃支援金交付申請書

法人の場合は、法人の代表者印を押印してください。

逗子市長

申請者
住所又は所在地
事業者名
代表者の職・氏名
連絡先 TEL
FAX

逗子市逗子〇-〇-〇
株式会社●●
代表取締役 逗子 太郎^印
×××(〇〇〇)××××

必ず連続する3箇月間の売上高等の合計の減少率を記載してください。
本支援金の交付対象は、減少率が20%以上30%未満の方です。

申請額の算定基準については、手引きをご覧ください。

逗子市中小企業者等家賃支援金について、逗子市中小企業者等家賃支援金交付要綱第3条に該当することから、支援金を交付を受けたいので、同要綱第6条の規定により関係書類を添えて申請します。

交付申請額	200,000円		・	100,000円
※あくはまるものに丸を付けてください。				
売上高等の減少率	25%	比較対象期間及び売上高等	(今年) 2019年5月~7月	1,000,000円
			(前年) 2020年5月~7月	750,000円
市内の事務所等（賃借物件）に関する情報※複数ある場合は主たる事務所等を記載	名称	株式会社●● 逗子営業所		
	住所	逗子市逗子●-●-● ●●ビル●●号		
	用途	<input checked="" type="checkbox"/> 事務所 <input checked="" type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> 工場 <input type="checkbox"/> 併用住宅 <input type="checkbox"/> 敷地（土地） <small>※主たる目的が住居、倉庫等であるものや、事務所等を伴わず土地単独で使用しているものは対象外です。</small>		
	賃貸借契約書の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し（※賃貸借契約等		
	1箇月に支払う家賃等の金額及び内訳	合計	100,000円	
	家賃	100,000円		
	管理費及び共益費	50,000円（税込）		
	※賃貸借契約に含まれていない場合は、金額等が確認できる書類を添付してください。			
賃借物件の所在地を記載	地代	100,000円		
添付書類	(1) 今年及び前年の月別の該当する売上高等が分かるもの (2) 賃貸借契約書の写し又は賃貸借契約等証明書（第2号様式） ※ 賃貸借契約等証明書は、賃貸借契約書が存在しない場合の特例です。 (3) 誓約書 (4) 最近1箇月分の賃料の支払いがあることを証する書類 (5) 履歴事項全部証明書の写し（3箇月以内に発行したもの）【中小企業者】 (6) 確定申告書の写し（税務署等の受領が確認できるもの）【個人事業者】 (7) 地代家賃等の内訳書（決算報告書に含まれています）【中小企業者】 (8) 青色申告決算書又は収支内訳書（全ページ）【個人事業者】 ※詳細は、「申請の手引き」をご覧ください。			

「事業用兼住宅」の場合、事業に係る家賃等が家賃総額のうち50%以上を占めることを証する資料のご提出が必要です。

※記入例

第2号様式（第6条関係）

賃借している事務所等が複数ある場合、それぞれの事務所等についてこの書面を作成し、ご提出ください。

賃貸借契約等証明書

(事務所等の所在地) 返子市返子●一●一● ●●ビル●●号
(事務所等の名称) 株式会社●● 返子営業所
(契約期間) 平成31年4月1日～令和3年3月31日

※賃貸借契約等が更新されている場合は、更新後の期間を記載してください

(合計) 300,000 円/月 (税込)
(家賃) 150,000 円/月 (税込)
(管理費及び共益費) 50,000 円/月 (税込)
(地代) 100,000 円/月

以下の理由により書類は存在しませんが、以上を内容とする賃貸借契約等の存在を証明します。

例：口頭で賃貸借契約を行い、数十年に渡って賃貸借を行っているため。

【賃借人（申請者） 自署欄】
令和 2 年 10 月 19 日

この書面は、賃貸借契約書が存在しない方に向けた特例措置です。「見つからない」「手元がない」などの理由は受理いたしかねますのでご注意ください。

住 所 返子市返子〇一〇一〇
事業者名又は名称 株式会社●●
代表者の職・氏名 代表取締役 返子 太郎
電話番号 ××× (〇〇〇) ××××
メールアドレス ×××@〇〇〇.jp

【賃貸人等 自署欄】
令和 2 年 10 月 20 日

必ず、賃借人（申請者）の自署で記載してください。

住 所 返子市返子×一×一×
事業者名又は名称 ××法律事務所
代表者の職・氏名 代表取締役 神奈川 太郎
電話番号 ××× (〇〇〇) ××××
メールアドレス ×××@〇〇〇.jp

必ず、賃貸人の自署で記載してください。

※記入例

誓約書

ご自身で印刷される場合は、両面印刷でご提出ください。

逗子市中小企業者等家賃支援金（以下「支援金」という。）の申請にあたり、以下の事項を含め、逗子市中小企業者等家賃支援金交付要綱（以下「要綱」という。）に従っていることを、誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

- 1 要綱第3条第1項各号のいずれにも該当し、申請後も事業を継続する意思があります。
- 2 経済産業省の家賃支援給付金の給付を受けていません。
- 3 申請者が中小企業者である場合においては、第5条の交付額の算定に用いる家賃等に、次に掲げる者が賃貸人等である家賃等が含まれていません。
 - ア 賃貸人等が、申請者の代表取締役又は申請者と同じ者を代表取締役とする会社であるもの
 - イ 賃貸人等が、申請者の親会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号の2に規定する親会社等（自然人を含む。次号において同じ。）をいう。）又は子会社等（会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。）であるもの
 - ウ 賃貸人等が、申請者の代表取締役若しくは親会社等である自然人の配偶者若しくは一親等内の血族若しくは姻族又は当該配偶者若しくは一親等内の血族若しくは姻族を代表取締役若しくは親会社等とする法人であるもの
 - エ 前各号に掲げるもののほか、支援金の目的に照らして適当でないと市長が判断するもの
- 4 申請者が個人事業者である場合においては、第5条の交付額の算定に用いる家賃等に、次に掲げる者が賃貸人等である家賃等が含まれていないこと。
 - ア 申請者が賃貸人等の代表取締役又は親会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号の2に規定する親会社等をいい、自然人であるものに限る。）であるもの
 - イ 賃貸人等が申請者の配偶者若しくは一親等内の血族若しくは姻族又は当該配偶者若しくは一親等内の血族若しくは姻族を代表取締役又は親会社等とする法人であるもの
 - ウ 前各号に掲げるもののほか、支援金の目的に照らして適当でないと市長が判断するもの
- 5 要綱第5条の交付額の算定に用いる家賃等に、転貸を制限する事項に違反して自らに転借されていることを認識して取引等を行った事務所等又はその土地に係る家賃等が含まれていません。
- 6 要綱第5条の交付額の算定に用いる家賃等に、法律上の原因なく又は違法に使用及び収益している事務所等又はその土地に係る家賃等は含まれていません。
- 7 要綱第6条第2項各号の提出書類に虚偽はありません。
- 8 市が行う関係書類の提出指導、事情聴取及び立入検査等に応じます。
- 9 支援金の申請及び交付に関する情報が、本事業の適切な執行その他の正当な理由がある場合において、警察その他の行政機関に共有される場合があることに同意します。
- 10 不正受給（偽りその他不正の行為（詐欺、脅迫、贈賄その他の刑法（明治40年法律第45号）に規定するものをいう。）に抵触する行為のほか、刑法上の犯罪を構成するに至らない場合であっても、故意に申請内容に虚偽の記入を行い又は偽りの証明を行うことにより、本来受けることができない支援金を受け、又は受けようとするものをいう。ただし、基本情報等に事実と反する内容の記入があった場合であっても、これが故意によらないものと認められるときは不正受給には該当しないものとする。）等が発覚した場合には支

援金の返還を行います。

11 暴力団排除に関する次の誓約事項を遵守します。

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、支援金の交付の申請から、支援金の交付後においても、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- 一 申請者が個人である場合にあつては、その者が逗子市暴力団排除条例（平成 23 年逗子市条例第 15 号。以下「条例」という。）第 2 条第 3 号に定める暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められたとき又は申請者が法人等（法人又は団体をいう。）である場合にあつては、当該法人等が条例第 2 条第 1 号に定める暴力団又は同第 5 号に定める暴力団経営支配法人等（以下「暴力団等」という。）と認められたとき。
- 二 申請者及び役員等（申請者が個人である場合にはその者を、申請者が法人等である場合には役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準じる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含む。以下同じ。）又は支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）の代表者をいう。）が、暴力団員等と密接な関係を有していると認められたとき。
- 三 申請者及び役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団等又は暴力団員等を利用するなどしているとき。
- 四 申請者及び役員等が、暴力団等又は暴力団員等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団等の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- 五 申請者及び役員等が、暴力団等又は暴力団員等であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

令和 2 年 10 月 20 日

（あて先）逗子市長

住所

逗子市逗子〇—〇—〇

必ず自署で記載してください。

名称

株式会社●●

代表者名（自署）

逗子 太郎

※記入例

第3号様式（第9条関係）

第1号様式（申請書）と同じ日にちを記載してください。

令和2年 ××月 ××日

逗子市中小企業者等家賃支援金交付請求書

逗子市長

法人の場合は、法人の代表者印を押印してください。

申請者

住所又は所在地

事業者名

代表者の職・氏名

連絡先 TEL

FAX

逗子市逗子〇—〇—

株式会社●●

代表取締役 逗子 太郎^印

××× (〇〇〇) ××××

××× (〇〇〇) ××××

第1号様式（申請書）の交付申請額と同じ金額を記載してください。

逗子市中小企業者等家賃支援金交付要綱第9条の規定により請求します。

請求額 200,000 円

振込先口座については、次のとおり指定します。

振込先	金融機関名	逗子	銀行 信用金庫 信用組合	逗子	本店 支店
	口座種別	普通 当座	口座番号	1234567	
	フリガナ	カ) ●●			
	口座名義人	株式会社 ●●			

※上記の内容を確認できる書類（通帳の写）を添付してください。

原則、通帳等に記載されている名義と同じ内容を記載してください。

注意事項

- 1 次のいずれかに該当する場合は、支援金を返還していただく場合があります。
 - 偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けたとき。
 - 全ての代表者又は役員のうち、逗子市暴力団排除条例（平成 23 年逗子市条例第 15 号）第 2 条に規定する暴力団員及び暴力団員等に該当する者がいることが判明したとき。
 - 誓約書で誓約した事項に反していることが判明したとき。
- 2 申請書類受付後、書類に不備が見受けられた場合、事務局から申請者へご連絡しますので、ご対応くださいますようお願いいたします。ご対応いただけない場合、支援金の交付を受けられない場合があります。
- 3 申請内容に不明点がある場合、事務局から貸貸人(かしぬし)に問い合わせることがありますので、あらかじめご了承ください。

この手引きに関するお問い合わせ先
逗子市経済観光課
電話：046-873-1111 内線 281～283
(平日：8:30～17:00)